

# 豊能地域救急医療対策事業補助実施要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、豊能地域（豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町の地域。以下「地域」という。）における救急医療対策事業に対し、地域を代表する豊中市（以下「市」という。）が交付する補助金の基本的事項を定めることにより、地域における救急傷病者の医療を確保し、救急医療体制の整備を図ることを目的とする。

## (補助対象事業)

**第2条** この要綱により補助対象となる救急医療対策事業は、次のとおりとする。

### (1) 病院群輪番制病院設備整備事業

休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を地域内の病院群が共同連帯して当番日を決め、重症救急患者の医療を確保する方式に参加する医療機関（以下「病院群輪番制病院」という。）の設備を整備する事業で、病院群輪番制病院が実施するもののうち、地域を代表する市の長（以下「市長」という。）が必要と認めるものとする。（ただし、市町、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）

### (2) 病院群輪番制病院運営事業

病院群輪番制病院の運営事業で、市長が必要と認めるもの。

### (3) 小児救急医療支援事業

小児救急を行う病院群輪番制病院の運営事業で、市長が必要と認めるもの。

## (補助金の交付対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、地域の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、医師等医療従事者及び救急専用病床の確保等、第二次病院としての診療機能を有する病院とする。

## (整備基準)

**第4条** 補助対象となる事業の整備基準は、次のとおりとする。

### (1) 休日二次救急診療体制

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から翌年の1月3日まで）の午前8時から午後6時までの間に、病院群輪番制病院において重症救急患者の診療を確保すること。

### (2) 夜間二次救急診療体制

午後6時から翌日の午前8時までの間に、病院群輪番制病院において重症救急患者の診療を確保すること。

### (3) 診療体制

当番日における病院群輪番制病院の診療体制は、通常の当直体制のほかに重症救急患者の受け入れに対応できる医師その他の医療従事者、診療機能及び専用病床を有するものとする。

附 則

## (施行期日等)

この要綱は、平成12年9月22日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 30 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。